

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十六号

##### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第七第九号中「皇后」の下に「上皇、上皇后」を加え、「文仁親王」を「皇嗣、皇嗣妃」に改める。

##### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和元年五月一日から適用する。